

初回申告期限は多くの場合で令和8年9月！

東京国税局

IIRの準備はお早目に ～要チェック！我が社も対象？IIR～

2021年10月にOECD/G20の「BEPS包摂的枠組み」において合意されたグローバル・ミニマム課税に対応するため、令和5年度税制改正により、グローバル・ミニマム課税の3つのルールのうち、IIR(所得合算ルール)に係る事項の法制化として、「各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税」が創設されました。

IIR: Income Inclusion Rule

日本
税務当局



子会社等の所在地国における税負担が
最低税率(15%)に至るまで課税

親会社等

同一グループ関連企業

子会社等

【X国】

（15%未満の
軽減税率の場合）



対象となる法人は？

所属する企業グループは多国籍企業グループ等に該当しますか。

はい

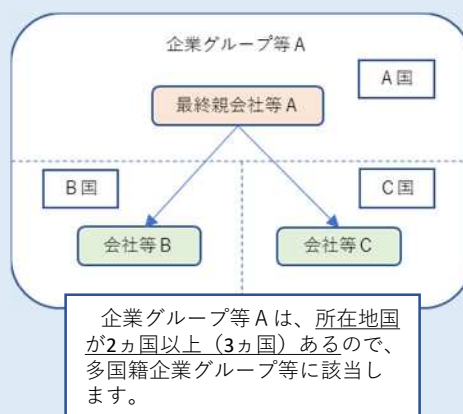
所属する企業グループの年間総収入金額が7億5,000万ユーロ(約1,200億円)以上ですか。

はい

所属する企業グループが特定多国籍企業グループ等に該当し、**IIRの対象となる可能性があります。**

詳細は、「[グローバル・ミニマム課税への対応に関する改正のあらまし](#)」でご確認ください。

【多国籍企業グループ等のイメージ】



いつから対象？

内国法人の令和6年4月1日以後に開始する対象会計年度からIIRが適用されます。

何をいつまでに提出するの？

対象となる内国法人は「特定多国籍企業グループ等報告事項等」の提供(情報申告)が必要となります。

また、課税標準が算出される場合には、IIRに係る申告・納税が必要となります。

これらは各対象会計年度の終了の日の翌日から1年3月以内(初回は1年6月以内)に行う必要があります。

情報申告？何を作るの？

情報申告に当たっては、子会社等の情報を基にして「特定多国籍企業グループ等報告事項等」をCSV形式又はXML形式で作成する必要があります。

どうやって提出するの？

情報申告はe-Taxにより行う必要があります。

また、IIRに係る申告についても、一定の法人はe-Taxにより行うことが義務付けられています。

もっと詳しく知りたいときは？

税制改正の概要・Q&Aなど各種情報を国税庁ホームページに掲載しています。

【グローバル・ミニマム課税情報】

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/kokusai/global-minimum/index.htm>



申告等について確認すべき項目等がある場合には、調査第一部国際調査管理課の専担者が対応いたします。